

資料編

用語の説明

《あ行》

一時預かり事業【P21、P23】

- 1) 週1～3日程度の非定期的な保育の利用や臨時・緊急的な保育利用形態の総称。保育所での一時預かり事業の対象は、保護者の就労形態等により、週1～3日程度の非定期的な保育の利用が必要な児童、保護者の疾病や冠婚葬祭等により緊急・一時的に保育が必要になる児童、私的な理由やその他の事由により、一時的に保育が必要となる児童の3つがある。
- 2) 具体的な事業としての「一時預かり事業」。保護者がパート就労や病気、その他の理由により、家庭での保育が困難な場合、一時的に児童を保育所が預かる事業。

延長保育【P25】

保育所の通常の開所時間（およそ7時から18時まで）の前後に30分～2時間程度延長して行われる保育。延長保育時間は保育所により異なる。

《か行》

街区公園【P59】

概ね半径250mの街区住民の利用に供する公園。敷地面積の標準を0.25haとしている。

学童保育【P25、P26】

保護者が就労などで放課後子どもをみることができない場合等に、小学校低学年児童を中心に預かる事業のこと。平成14年4月1日の条例改正により、4年生以上の児童も受け入れるようになった。

家庭児童相談室【P37、P76】

福祉事務所に設けられている子どもと家庭にまつわる相談を専門に行う機関。家庭における適切な養育、その他の家庭児童福祉の向上を図るための相談を通して、子どもを持つ家庭の支援を行う。

休日保育【P20、P25、P26】

保護者の就労等により、日曜・祝日の日中に保育ができない児童を対象に、保育所において行われる保育。

子育てサークル【P23、P30】

子育て中の保護者が集まって、日常生活の悩みや子育てに関する相談、情報交換などを行うグループの活動。

子育て支援センター（子育て支援拠点）【P20、P22、P23】

育児不安などについての相談・指導や、子育てサークル等への支援など、地域に応じた事業を行い、子育て家庭に対する支援を行う事業のこと。

《さ行》**主任児童委員【P76】**

児童福祉について専門的に担当する児童委員。児童相談所と児童委員との連絡・調整に当たるなど、地域の児童健全育成活動の中心的役割を担う。

食育【P32、P36】

様々な経験を通じて「食」に関する知識と、「食」を選択する力を修得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育のこと。

ショートステイ【P73、P79】

保護者が疾病、疲労その他の身体上、もしくは精神上または環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設において養育・保護する事業。

スクールカウンセラー【P37】

中学校・高校における生徒指導や相談機能を充実するため、県教育委員会が配置する相談員。児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士を配置している。

総合型地域スポーツクラブ【P48】

地域住民が自主的に運営し、子どもから高齢者までの様々な人々が、興味などに応じた種目を選んでスポーツを楽しみ、参加できるクラブ。

《た行》**適応指導教室（つばさ学級）【P42、P46】**

心理的、情緒的要因、又はいじめなどにより登校できない状態にある児童生徒に、個々に応じた学習指導を通して、社会的自立を促し、社会性を養い、集団生活へ適応できるよう援助・指導し、学校復帰を目指す

トワイライトステイ【P73】

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難になった場合やその他の緊急の場合において、その児童を、児童養護施設において保護し、生活指導、食事の提供を行う事業。

特別支援教育コーディネーター【P78、P79】

平成 15 年 3 月、「今後の特別支援教育の在り方（最終報告）」で打ち出された、教育的支援を行う人、関連機関を調整するキーパーソンをいう。特別な教育ニーズを有する子どもやその保護者に対して適切な支援を行う。小中学校に設置された「校内委員会」を運営する役割を担う。学校外の関係機関や専門家、エリア内の特別支援学校との連絡調整役。

特別児童扶養手当【P79】

身体又は精神に法の定める程度の障害のある 20 歳未満の児童を看護している父母または養育者に支給。

〈な行〉

認可保育所【P21、P62、P63、P79】

国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たし、都道府県知事に認可された施設。地方自治体が運営する公立保育所と社会福祉法人などが運営する民間保育所（私立）があり、いずれも市役所において入所の手続きが必要。

ノーマライゼーション【P58、P78】

デンマークのバンク・ミケンセンが障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念であり、「障害者等社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常社会であり、社会に生活する個人として、そのあるがままの姿で一般社会に参加し、行動できるようにすべきであるという考え方」である。

〈は行〉

バリアフリー【P58】

障害のある人が生活しているうえで障壁（バリア）となるものを除去する（フリー）という意味で、1974 年に国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出したころから使われるようになった。これは、室内の段差などの物理的障壁、障害のために特定の資格が取得できない制度の障壁、情報が伝わらない情報の障壁、障害者への差別・偏見などの心理的障壁等、すべての障壁を取り除こうという考え方である。

病後児保育事業【P25、P26】

病気の回復期にあり、安静の確保に配慮する必要がある、保育所へ通所中の児童や保育所に通所している児童ではないが、同様の状況にある児童（小学校低学年児童を含む）に対し、保護者が勤務、疾病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により家庭で保育を行うことが困難な場合、保育所や病院等の専用スペースで預かるサービス。

ファミリー・サポート・センター【P20、P29、P30】

保育所や小学校終了後の育児や送り迎え等、育児に関する相互援助活動を行うもので、地域住民同士による相互互助のサービス。預かる側の援助会員とサービス利用側の利用会員がともに登録し、それらの会員同士を紹介しあう組織を地方自治体が運営する制度である。

福祉教育【P46、P78】

福祉体験学習を通して一人ひとりが大切にされ、ともに人間らしく生きるために、お互いに認め合い、思いやりの心を持ち、助け合っていく実践的な態度を育てる教育。

フレックスタイム制【P69】

一定の期間の総労働時間を定めた上で、労働者がその範囲内で、各日の始業及び終業の時刻を主体的に選択して働くことができる制度。

母子自立支援員【P77】

母子家庭・寡婦に対し、生活一般の相談に応じ、経済・教育など諸問題の解決を助け、その自立に必要な指導をする。

ホームヘルプサービス【P79】

心身障害者等の家庭にホームヘルパーを派遣し、身体介護及び家事援助等を行うサービス。

《ま行》**民生委員・児童委員【P76】**

民生委員は、厚生労働大臣に委嘱され、常に住民の立場に立って、社会福祉の増進のために、県保健福祉センター（福祉事務所）や市福祉事務所などの業務に協力しながら、援助を必要とする者に対して、相談に応じたり、助言やその他の援助を行う民間の奉仕者。

児童委員は、児童相談所などの業務に協力しながら、地域の子ども・妊産婦の保護や保健、福祉の向上のために必要な援助・指導を行う民間の奉仕者（民生委員が兼ねる）

《や行》**ヤングテレホン【P37、P46】**

主に青少年がかかえている悩み等を電話で相談できる。

ユニバーサルデザイン【P58】

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることをいう。

幼稚園【P20、P22、P23、P26、P28、P30、P44、P57、P62、P63】

満3歳から小学校就学前までの幼児を対象に、「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」を目的とする、文部科学省に認可された学校施設。

余裕教室【P26】

児童・生徒数（学級数）の減少により、余裕になると判断される普通教室。このうち、学校施設としての活用計画がなく、将来的にも不要と見込まれるものを「空き教室」という。

太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定の経緯

年度	期日		内容
平成 20年度	平成21年	2月	太宰府市次世代育成支援に関するニーズ調査の実施 (郵送による配付・回収)
		3月	太宰府市次世代育成支援に関するニーズ調査 調査結果報告書の作成
平成 21年度	平成21年	7月23日	第1回 「太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画検討委員会」の開催
		7月30日	第1回 「太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会」の開催
		10月9日	第2回 「太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画検討委員会」の開催
		10月26日	第2回 「太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会」の開催
		11月13日	第3回 「太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画検討委員会」の開催
		11月26日	第3回 「太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会」の開催
		12月4日	第4回 「太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画検討委員会」の開催
		12月16日	第4回 「太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会」の開催
	平成22年	1月18日～ 2月17日	「太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画素案」 パブリックコメントの実施
		2月19日	第5回 「太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画検討委員会」の開催
		3月4日	第5回 「太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会」の開催

太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会規則

太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会規則

〔平成21年 6月23日〕
規則第28号

（趣旨）

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)の規定に基づき、太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 次世代育成支援対策後期行動計画の策定に関し、調査審議すること。
- (2) その他必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係機関の職員
- (2) 関係団体の代表
- (3) 識見を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する計画の策定期間中とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期中であっても、その本来の職を離れ、又は資格を失ったときは、委員の職を失うものとする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会名簿

任期:平成21年7月13日～平成22年3月31日

選出区分	氏名	所属	備考
関係機関の職員	八尋郁子	太宰府東小学校長	
関係団体の代表	藤本史子	NPO法人子育てサポートぽぴんず 代表	
	岩崎麻里子	都府楼保育園保護者会 代表	
	松尾裕美	太宰府南学童保育所保護者会 代表	
	大庭貴子	NPO法人よつば 理事長	
	永利尚美	太宰府市職員労働組合 副委員長	
識見を有する者	岩淵善道	水城保育園長	
	前田恒明	たかお幼稚園長	副会長
	松本正	筑紫医師会(まつもと小児科)	
	柳久子	主任児童委員	
	古田瑞穂	筑紫女学園大学短期大学部 教授	会長
その他市長が 適当と認める者	大塚源之進	部落解放同盟筑紫地区協議会(南支部)	

太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画検討委員会規程

太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画検討委員会規程

平成21年 6月23日
訓 令 第 8 号

(目的)

第1条 この訓令は、太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画検討委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めることにより、太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画(以下「計画」という。)の原案を作成し、本市における子育てにかかわる各種施策を総合的かつ計画的に整備することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画に必要な情報の収集整備及び提供に関すること。
- (2) 計画原案の作成に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。ただし第1号及び第2号に掲げるものについては、別に辞令を用いることなく委員に命じられたものとする。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 子育て支援課長及び子育て支援センター所長
- (3) 経営企画課、福祉課、保健センター、生涯学習課、学校教育課、人権政策課及び都市整備課の職員のうち、各課の課長等が推薦する職員各1人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、あらかじめ委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画検討委員会名簿

任期:平成21年7月13日～平成22年3月31日

役 職	職 名	氏 名
委員長	健康福祉部長	松 永 栄 人
委 員	健康福祉部 子育て支援課長	原 田 治 親
委 員	健康福祉部 子育て支援課 子育て支援センター所長	井 上 領 子
委 員	総務部 経営企画課 主任主査	高 原 寿 子
委 員	健康福祉部 福祉課 主任主査	友 添 浩 一
委 員	健康福祉部 保健センター 主任技師	鍋 島 理 恵
委 員	教育部 生涯学習課 主任主査	川 本 啓 子
委 員	教育部 学校教育課 事務主査	大 山 清 敬
委 員	市民生活部 人権政策課 参事補佐	松 本 のり子
委 員	建設経済部 都市整備課 主任主査	柴 田 義 則

太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画 にこにこプラン

発行年月 平成 22 年 3 月

発 行 太宰府市 健康福祉部 子育て支援課

〒818-0198

福岡県太宰府市観世音寺一丁目 1 番 1 号

電話 (092) 921 - 2121 (代表)

FAX (092) 921 - 3667

ホームページ URL <http://www.city.dazaifu.lg.jp>

電子メールアドレス kosodate@city.dazaifu.lg.jp

「太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画 にこにこプラン」は本編、
ダイジェスト版ともに太宰府市ホームページからもご覧いただけます。